

第117回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時

議決権行使期限

2021年6月17日（木曜日）
17時30分

場所

埼玉県久喜市久喜中央四丁目9番83号
テラレスビル5階 三高サロン
茜の間・瑠璃の間

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	29
監査報告書	36
(添付書類)	
株主総会参考書類	42
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役2名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	

株 主 各 位

埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼1番地
日本鑄鉄管株式会社
代表取締役社長 日 下 修 一

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面もしくはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただくか、議決権行使サイトにアクセスの上賛否のご入力をいただき、来る2021年6月17日（木曜日）17時30分までに議決権を行使（書面の場合は到着するよう折り返しご返送）していただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使方法の詳細につきましては、4ページをご参照ください。

敬 具

-
- ◎ 株主総会当日の開場時刻は午前9時15分とさせていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書にて議決権を行使される際、重複して行使された議決権の扱いは、株主総会直近に行われた議決権を有効とさせていただきます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nichu.co.jp/>)に掲載させていただきます。

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県久喜市久喜中央四丁目9番83号
テラレスビル5階 三高サロン 茜の間・瑠璃の間
（末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第117期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第117期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

COVID-19(新型コロナウイルス)感染防止への対応について

当局のご指導等を踏まえ、今年度の株主総会につきましては、以下の対応とさせていただきますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

<当社の対応について>

- ◎ 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

<株主様へのお願い>

- ◎ 感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面もしくはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。なお、ご来場株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
- ◎ 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いします。

<来場される株主様へのお願い>

- ◎ ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 感染リスクを避けるため、入り口で検温させていただき、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ なお、ご来場者様同士の間隔を十分にとる関係上、人数制限をとらせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ また、時間短縮を図るため、一括での審議とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ◎ 今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、前述の当社ウェブサイトにてお知らせします。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右側に記載のQRコード^{*1}をスマートフォン等^{*2}でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右側の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2021年6月17日（木曜日）午後5時30分となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524（平日9:00~21:00）

以上

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

2020年度は、COVID-19の感染拡大を受け、うがい・手洗いの励行などにより水道の重要性が再評価されました。一方、水道料金の減免措置などの対応を実施した事業体もございました。しかしながら、当業界に大きな影響が及ぶことはなく、需要は全体としては概ね横這いとなりました。その中で、当社はシナジーを期待する新規・周辺事業の拡大等により、対前年増収増益を達成致しました。

2020年度は、管路更新の入札発注から工事施工に至る中での製造・販売といった一連の役割を担うことはもとより、工事完工後、次の老朽更新のために、管路状況のデータベース化や管路の劣化診断、更新計画の提案といった入札発注に至るサイクルにおいても確固たる役割を担う、「管路分野の Innovative All in ワンストップ企業」を目指し、水道管事業における管路整備サイクルでメインプレーヤーとなるためのチャレンジを続けてまいりました。2018年度から進めてまいりました Fracta 社との取り組みは、限られた人的・経済的資源を有効に活用してこのサイクルを効率的に回し、社会に大きく貢献するための極めて効果的な活動として、当社が目指すそうした企業になるための一里塚として真っ先に着手し、推進してまいりました。2019年度に開発・販売開始したオセール、2020年度に発表させていただいた水研様との提携につきましても、そうした一連のサイクルを担い、当社が目指す企業へと進化していくために順次取り組みで参ったものでございます。2020年度はそうした分野での活動を深化させ、成果が芽吹いた年となりました。

Fracta 社とのパートナーシップによる AI 管路診断技術のソフト販売活動につきましては、各事業体様への周知活動が奏功し、第4四半期に入ってからさらなる採用決定を複数事業体様で頂いておりますが、単なる劣化診断の販売代理店としての役割だけでなく、診断を活かしたトータルサービスへのソフトチェンジを狙ったものであり、実現に向けたステージに進みつつあります。好評を頂いております推進工法対応の新商品オセールは、下期に入り受注の勢いを増しており、第3四半期に続き、第4四半期も実績を積み上げることが出来ました。

そうした中、2021年5月7日に、市民からの情報提供を通じたインフラ管理手法導入を目指す財団 Whole Earth Foundation とともに、環境インフラに関するデジタル情報基盤の整備を担う活動を開始する旨公表させていただきました。当社の事業領域である、マンホール（鉄蓋）に関わる情報の収集および基盤整備を実施し、国土交通省が掲げるアセットマネジメントの実現に寄与するものと考えております。

今後、当社が目指す「管路分野の Innovative All in ワンストップ企業」へと変貌を遂げるために、これまで進めてきた Fracta 社との取り組み、オセールの拡販、水研様との提携に加え、Whole Earth Foundation との連携につきましても、一層取組を強化するとともに、今進めております、新たな提携、開発を順次実現してまいります。

当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなっております。

売上高につきましては、2019年度に値戻しを達成した販売価格が概ね維持できていることに加え、Fracta 社とのパートナーシップによる AI 管路診断技術のソフト販売活動や推進工法対応の新商品オセールが好評をいただいているなど、シナジーを期待する新規・周辺事業の拡販の寄与などにより、10億86百万円（前年同期比8.0%）増加し、146億63百万円となりました。

2020年度上半期は比較的低位に推移しておりました原材料のスクラップ価格は、2020年11月末以降急騰しておりますが、前述の販価維持と販売量増による売上高の増加に加え、製造部門を中心に組み立てまいりました合理化の継続的効果にさらなる操業改善による上積み、すなわちコスト抑制の成果によって、収益につきましては、前年同期と比べ営業利益は1億67百万円増加し6億95百万円、経常利益は1億63百万円増加し7億30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億58百万円増加し6億61百万円の利益となりました。

その結果、ROEは8.6%となり、価値創造のために必要な目安と言われる8.0%を実現しています。

当社ではESGに関わる取り組みを積極的に行っており、2011年から組み立てまいりました「ゼロカーボン埼玉」の活動では、生産効率向上などの成果として、CO₂排出削減の目標を大幅超過達成いたしました。今年1月には埼玉県様から表彰をいただいております。今後も、SDGsへの寄与も含め、一層のESG経営を進めてまいります。

また、当社はIR活動の一環として、株主の皆様をはじめとした投資家の皆様との対話を深めるために、当社としては初めての個人投資家様向け説明会を3月10日にオンラインにて開催いたしました。また、5月には、新しいコーポレートサイトを立ち上げ、当社についての理解を深めていただけるような内容に刷新いたしました。今後個人投資家様向け説明会は定期的実施していく予定であり、コーポレートサイトと併せて、双方向のコミュニケーションを図ってまいります。

引き続き、株主の皆様をはじめステークホルダーの皆様のご期待に添えるよう、種々の経営施策を着実に実行し、さらなる安定利益を確保するように努力して参りますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

部 門 別 売 上 高

部 門	金 額 (百万円)	構 成 比 (%)
ダクタイル 鋳鉄 関連	12,887	87.9
樹脂管・ガス 関連	1,775	12.1
合 計	14,663	100.0

【財産及び損益の状況】

区 分	2019年度 (第116期)	2020年度 (第117期)	差異
売 上 高 (百万円)	13,576	14,663	+1,086
経 常 利 益 (百万円)	567	730	+163
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	502	661	+158
1株あたり当期純利益 (円)	152.80	202.90	+50.10
総 資 産 (百万円)	16,319	17,127	+807
純 資 産 (百万円)	7,576	8,291	+715

【利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当】

当社は、上下水道・ガス事業を中心とする公共性の高い業種であり、長期にわたり安定的な経営基盤の確立が重要であると考えております。従って配当に関しては、将来の事業展開に備えた内部留保に配慮しつつも、株主各位への安定的な配当を維持することを基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であります。

当連結会計年度においては、自己株式の取得を行い、総還元性向を高めるように努めて参りました。そうしただ中、第1四半期に1株あたり20円の配当予想を公表させていただいて以来、業績動向と総還元性向をにらみつつ、第3四半期においては、年度業績を見極めた上で、改めて見直しを検討する旨お示しさせていただいておりました。2021年3月期の業績が、親会社株主に帰属する当期純利益において6億61百万円となったことを踏まえ、財政状況と総還元性向の側面のみならず、基本方針で示しております「安定的な配当」という視点も鑑みつつ、熟慮を重ねた結果として、期末配当は、当初公表値の2倍にあたる1株あたり40円といたします。これは総還元性向で35%となるものです。

【COVID-19への対応】

当社社員の安全確保及び感染拡大防止に向けた取り組みとして、2020年2月から順次、以下の対応を行ってきており、現在も継続して実施しております。

- 1) テレワーク環境整備による在宅勤務の推進
- 2) 出勤時の公共交通機関利用回避（車等での通勤）と徹底した時差出勤の実施
- 3) TV会議推進と会議実施時の十分な距離確保
- 4) 出社時アルコール消毒・執務中マスクの常時着用
- 5) 食堂の一方向き座席、会話の禁止
- 6) 定期的な（1時間おき）換気の実施
- 7) ドアノブの定期的な消毒
- 8) 毎朝検温実施。発熱者は自宅待機（検温管理）
- 9) 執務室内パーテーション設置
- 10) 共有部分（エレベーター、コピー機等）利用時のタッチペンの利用

(2) 会社の経営の基本方針

当社は上下水道、ガス、情報通信を中心とした地域インフラ整備に対して、鋳鉄管、鉄蓋、樹脂管及び関連資材の供給を中心とした事業展開を図ってまいりました。インフラに携わる企業として、その機能の維持継続が使命と考えております。しかしながら、管路老朽化が年々進展し更新の潜在需要が増大する一方、人口減少や節水等による事業体収入の減少や、高齢化等による工事の担い手不足といったジレンマが解消されない状態が継続しており、管の供給だけにとどまっていたら、使命を果たすことができないという危機意識から、劣化診断サービスの提供等、管路更新サイクル全般に関与する事業スタイルへのシフトチェンジ、すなわち「管路分野のInnovative All in ワンストップ企業」としての地位を確立すべく、活動を続けております。そうした役割を担うことにより、社会的な使命を果たしつつ、継続的に発展していく企業を目指し、環境変化に俊敏かつ柔軟に対応できる企業体質の強化を推し進めてまいります。

今後も、継続的に株主様等のステークホルダーの皆様にお役立ちできるよう努めてまいります。

(3) 対処すべき課題

① 鋳鉄管等コア事業の収益力強化

上記基本方針に沿って、以下の3点を課題として取り組んでまいります。

- (1) 販売力の強化に向けた新商品・新分野を含めた開発・拡販と需要喚起
- (2) コスト競争力の一層の向上
- (3) 人材育成の強化と女性活躍の推進ならびにESG経営の推進

これらの課題に対する主な取り組みは以下の通りです。

1) AIを活用した管路劣化診断技術の普及と拡販

事業スタイル変革の第一歩として、2018年より、Fracta社とのパートナーシップ契約に基づき、同社のAIを活用した管路劣化診断技術の日本での実用化のため、複数の事業体での実証実験を進めてまいりました。その有効性が高く評価され、いくつもの事業体での採用が次々と決まってきております。この普及活動にドライブをかけ、拡販に注力してまいります。

2) 「オセール」の拡販

鉄道、交差点、河川横断等、開削工事が困難な箇所で行う非開削工法における、耐震性能を維持するための治具として、当社は、地上で組み立てが極めて容易で、画期的に工数の削減が可能な「オセール」を開発し、2019年6月より販売開始、2020年度は拡販を進めてまいりました。この商品の有用性をさらに広くアピールしていき、認知度を一層向上させ、さらなる拡販を図ってまいります。

3) 水研様との業務提携の強化

2020年10月に発表しました水研様との業務提携により、新商品の開発・量産化など進めてきております。当社にとっては、操業度の向上による収益基盤の強化等、水研様にとっては、当社からの安価材料調達や当社およびJFEグループの販売網を活用した拡販等のメリットがあり、さらなる連携を深め、収益力の強化につなげてまいります。

4) 工事部門の強化

2019年度にグループ会社で設立した工事部門を一層強化するとともに本年4月にエンジニアリング部を新設いたしました。コア事業とのシナジー効果の創出を図り、「管路分野のInnovative All in ワンストップ企業」の中で位置づけられる様に進めてまいります。

5) 環境インフラのデジタル情報基盤の整備

マンホール（鉄蓋）に関わる情報収集ならびに基盤整備をWhole Earth Foundationとともに実施し、環境インフラのデジタル情報基盤の整備に寄与できるよう推進してまいります。

6) 更なる新商品開発とイノベーション

「オセール」に続く、イノベティブな新商品開発を実現し、コア事業とのシナジー効果の創出を図ってまいります。

7) 一層の合理化の追求と品質の向上

2018年度に大規模合理化を実施し、単年度で中期3か年計画を大きく上回る成果を出しました。2019年度以降も継続したコスト削減活動を実施してきております。引き続き、歩留向上、エネルギーコスト改善、操業の効率化やお客様の満足度を高めるための継続的な品質向上活動を推進してまいります。

8) 徹底した業務効率化と高度化

在宅勤務の推進と並行してハンコレス・ペーパーレスなど事務作業の効率化を推進しておりますがそれにより、改善業務に充当する比率を高め、収益基盤の確立を図ってまいります。

9) 効率的な新規及び老朽更新の設備投資

策定済の老朽更新計画を着実に進めると同時に新規案件の優先順を明確にし、適時適切な設備投資を計画的に行ってまいります。

10) 将来を担う若手社員の確保とその育成

30歳代以下の社員が少ないことから、2020年度は若手を中心とした中途入社13名、2021年4月新卒入社12名といった積極的な採用活動を実施するとともに、若手・中堅社員への教育を充実させてまいります。

11) 女性活躍の推進

2021年度新入社員として、12名中4名の女性社員を採用しましたが、今後とも積極的に女性社員の獲得に努めてまいります。また、2021年4月に当社初の女性部長が誕生しました。

今後社外取締役への女性起用も視野に入れつつ、広く女性活躍の推進に注力してまいります。

12) E S G経営の推進

E S Gに関わる取り組みとして、「ゼロカーボン埼玉」の活動でCO₂排出削減目標を大幅超過達成し、今年1月に埼玉県様から表彰いただきました。今後さらなる活動を進めていくとともに、SDGsへの寄与についても推進してまいります。

また、これらの活動に関わる情報をより広くステークホルダーの皆様にお届けするためのPR、IR活動強化を進めてまいります。

13) P R ・ I Rの強化

昨年開設しましたnoteや本年5月にリニューアルいたしましたコーポレートサイトなどを最大限活用したPR活動や本年3月より開始いたしました投資家様向け説明会などを通じ、さまざまなステークホルダーの皆様との双方向のコミュニケーションを行うことで、一層の企業活動の充実に努めてまいります。

以上の課題にスピード感をもって取り組み、お客様はじめさまざまなステークホルダーの皆様の期待に沿うよう、引き続き収益改善に向けて打てる手は全て打ち、収益力の強化を図ってまいります。

② 経営環境の変化に耐え得る財務体力の強化

2019年度に連結での実質借入金がゼロになりました。引き続き必要なあらゆる収益改善施策を迅速に実行し、着実な業績の向上、更なる財務体質強化を図ってまいります。

今後とも株主の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

当期中の設備投資は総額6億69百万円で、その主なものは管厚測定装置新設工事であります。

(5) 資金調達状況

設備投資の所要資金は、自己資金により調達致しました。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 (第114期)	2018年度 (第115期)	2019年度 (第116期)	2020年度 (当期)
売 上 高 (百万円)	12,983	12,877	13,576	14,663
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	109	△1,020	567	730
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△35	△4,733	502	661
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△10.66	△1,438.59	152.80	202.90
総 資 産 (百万円)	19,601	15,309	16,319	17,127
純 資 産 (百万円)	11,977	7,245	7,576	8,291

- (注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を除き百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を2018年度の期首から適用しており、経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。
3. 2018年10月1日付けで普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

- (イ) 鋳鉄管、樹脂管、鉄蓋、ガス水道設備、機械器具、その他鋳造鋳物の製造並びに販売
- (ロ) 上記に関連する工事請負及びその他各種建設工事の設計、施工並びに請負
- (ハ) 倉庫業及び道路貨物運送業
- (ニ) 産業廃棄物処理業及び古鉄類(金属、樹脂等)販売業
- (ホ) 上記に付帯又は関連する一切の事業

(8) 企業集団の主要拠点等 (2021年3月31日現在)

当 社	本 店	埼玉県久喜市
	本 社	東京都中央区
	支 社	北海道支社 (札幌市)
		東北支社 (仙台市)
		中部支社 (名古屋市)
		九州支社 (福岡市)
工 場		久喜工場 (埼玉県久喜市)
		鉄蓋精整工場 (埼玉県久喜市)
		ポリエチレン管工場 (埼玉県久喜市)
		高崎工場 (群馬県佐波郡玉村町)
子会社		日鑄商事株式会社 (埼玉県戸田市)
		株式会社鶴見工材センター (神奈川県横浜市)
		日鑄サービス株式会社 (神奈川県横浜市)
		株式会社イガラシ (埼玉県さいたま市)

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人数

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
365名	40名増

(注) 使用人数は、当企業集団から他社への出向者を除き、他社から当企業集団への出向者を含む就業員数であります。

② 当社の使用人数

使用人数 (前期末比増減)	平 均 年 齢	平均勤続年数
287名 (24名増)	45.9歳	19.3年

(注) 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,100百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,050
株式会社りそな銀行	450

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日 鋳 商 事 株 式 会 社	28百万円	100.0%	水道・ガス用の資材の販売
株 式 会 社 鶴 見 工 材 セ ン タ ー	50	60.0	倉庫・運送業
日 鋳 サ ー ビ ス 株 式 会 社	40	100.0	古鉄販売業、産業廃棄物処理業
株 式 会 社 イ ガ ラ シ	10	100.0	水道用の資材の販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
事業年度末日における特定完全子会社はありません。

④ 重要なその他の関係会社の状況

JFEスチール株式会社は、当社の議決権を29.9% (960千株) 所有しており、当社は同社の重要な関連会社の1社であります。またジェイ エフ イー ホールディングス株式会社は、JFEスチール株式会社の完全親会社であります。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,800,000株

(2) 発行済株式の総数 3,293,074株

(3) 株主数 3,312名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	960千株	29.88%
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	333	10.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	133	4.15
渡 邊 倉 庫 株 式 会 社	60	1.87
松 原 明 男	44	1.40
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	43	1.35
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	30	0.96
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	29	0.90
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	27	0.85
株式会社日本カストディ銀行（信託口1）	25	0.79

(注) 1. 当社は自己株式（79,899株）を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
 2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	日 下 修 一	
取 締 役	井 澤 信 之	{ 管理本部長 ダクタイトル営業本部担当 }
取 締 役	大 木 勝 裕	{ ガス営業本部長 株式会社鶴見工材センター代表取締役社長 日鑄サービス株式会社代表取締役社長 }
取 締 役	上 原 博 英	{ J F E スチール株式会社 製鋼技術部長 }
取 締 役	奥 村 一 郎	{ 株式会社リンコーコーポレーション 監査役 }
監 査 役 (常勤)	高 舘 健 二	
監 査 役	松 井 毅 浩	{ ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 監査役事務局部長 }
監 査 役	宇 田 齊	{ ジェコス株式会社社外監査役 J F E システムズ株式会社社外監査役 福山ガス株式会社社外取締役 }

- (注) 1. 取締役 上原博英及び奥村一郎の両氏は社外取締役であり、奥村一郎氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 高舘健二氏は日本鋼管株式会社において経理業務に従事していた経験があり、また J F E スチール株式会社において多くの関連会社の監査役を務めていた経験があることから、財務及び会計に相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 松井毅浩及び宇田 齊の両氏は社外監査役であり、宇田 齊氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 取締役 今橋和彦氏は2020年4月30日をもって辞任致しました。
5. 取締役 北原雄二及び鳴島 正の両氏は2020年6月16日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって退任致しました。
6. 監査役 江口忠夫氏は2020年6月16日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって退任致しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役	7名	60百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(2百万円)
監 査 役	4名	20百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(4百万円)
合 計	11名	80百万円

- (注) 1. 上記には当該事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額を含みます。
- 取締役 4名 6百万円
(うち社外取締役 1名 1百万円)
監査役 1名 1百万円
(うち社外監査役 1名 1百万円)
2. 2020年6月16日開催の第116回定時株主総会の決議に基づき、以下の役員退職慰労金を支給しております。
- 取締役 1名 10百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役上原博英氏はJFEスチール株式会社の製鋼技術部長を、取締役奥村一郎氏は株式会社リンコーコーポレーションの監査役を、監査役松井毅浩氏はジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の監査役事務局部長を、監査役宇田 斉氏はジェコス株式会社の社外監査役並びにJFEシステムズ株式会社の社外監査役、福山ガス株式会社の社外取締役をそれぞれ兼務しております。

JFEスチール株式会社は当社の議決権を29.9%所有しており、当社は同社の重要な関連会社であります。またジェイ エフ イー ホールディングス株式会社は、JFEスチール株式会社の完全親会社であります。

② 当期における主な活動状況

社外取締役 上原博英氏

当期に開催された取締役会13回全てに出席し、経営全般に亘り議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また上記のほか、鉄鋼業に関する豊富な業務経験と知識を活かし、取締役会や経営会議において建設的な発言を行っております。

社外取締役 奥村一郎氏

2020年6月16日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し経営全般に亘り議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また上記のほか、当社グループの企業価値向上に、特に今後強化していく工事分野においての専門知識と豊富な知見を活かし、取締役会や経営会議において建設的な発言を行っております。

社外監査役 松井毅浩氏

当期に開催された取締役会13回全てに出席し、主に内部統制システムの見地から適宜質問し意見を述べております。

また当期に開催された監査役会13回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の審議等を行っております。

社外監査役 宇田 斉氏

2020年6月16日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、主に内部統制システムの見地から適宜質問し意見を述べております。

また2020年6月16日就任以降開催された監査役会10回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の審議等を行っております。

(5) 取締役の報酬決定方針について

① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

年間報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、個人ごとの担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定いたします。退職慰労金の額については、役職、在任期間を勘案して決定いたします。

② 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

個人別の報酬を全額金銭で支給いたします。

③ 取締役に報酬等を与える時期の決定に関する方針

年間報酬額については、月額に均等割した額を毎月支給いたします。

退職慰労金については、退職時に支給いたします。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

i) 取締役会はその決定にもとづき、代表取締役日下修一にii)の権限を委任しております。

ii) 委任する権限の内容

年間報酬額を株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、個人ごとの担当職務、各期の業績、貢

献度等を総合的に勘案して決定する権限、退職慰労金の額を役職、在任期間を勘案して決定する権限を、それぞれ委任しております。

iii) 権限が適切に行使されるようにするための措置の内容

委任する者及びその内容が適切であることを、取締役会が確認したうえで委任を決議いたします。

iv) 上記④i)～iii)の方針に従って権限を委任した理由

取締役会の指名による代表取締役として責任をもって業務を執行する過程で事業運営の実態及び取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断できる者と判断して権限を委任しております。

- ⑤ 今事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定の方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会から正当に委任された者より、決定の方針にもとづいて事業運営の実態及び取締役の個人別の寄与度等を適切に反映して決定したという報告を確認することにより、内容は決定の方針に沿うものであると判断しました。

(注) 取締役の報酬決定方針(上記①～④)につきましても、2021年2月22日に開催されました取締役会において決議する方法により決定しました。

(6) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ① 取締役の金銭報酬(年間報酬)の額は、1992年6月26日開催の第88期定時株主総会にて、年額1億50百万円以内と決議しております。また当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。
- ② 監査役の金銭報酬(年間報酬)の額は、1994年6月29日開催の第90期定時株主総会にて、年額42百万円以内と決議しております。また当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(7) 役員等賠償責任保険契約の状況

- ① 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を補填することとしております。
- なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。
- ② 被保険者の範囲は、当社の会社法上の取締役および監査役並びに子会社であります日铸商事(株)、(株)鶴見工材センター、日铸サービス(株)の会社法上の取締役および監査役です。
- ③ D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38百万円

(注) 上記の金額は調査費用を含みます。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的といたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム整備の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての役員及び使用人は、グループ企業倫理規程の「法令の遵守はもちろんのこと広く企業倫理一般について高い意識を持ち社会から信頼される存在であり続けるよう努める。」とする行動目標に基づき、かつ、同規程の「法令の遵守及び公正な取引の遵守等」を骨格とした行動規準に従い、会社の経営及び業務を遂行する。
- (2) 定時株主総会終了直後、遵法経営を確認する意味において、「法令・定款及び総会決議を遵守し、善管注意義務及び忠実義務を誠実に履行する。」等を認めた確約書を、取締役は取締役会に、監査役は監査役会に提出する。また、年度末においては、取締役及び監査役は、確約書の履行状況を自ら確認する。
- (3) 社外役員として取締役2名及び監査役2名がおり、取締役会においてはライン業務等から離れた客観的な立場から意見の表明を行う。
- (4) 総務部は、法務の相談窓口として日常的な法務の相談受付及びその処理を行うとともに、必要に応じて法務マニュアルの作成・配付や取締役及び使用人の社内教育等を行う。
- (5) 内部監査部署として社長直属の監査室を置く。同室は、取締役及び使用人の職務の執行を監査し、その結果を社長及び監査役等に報告する。
- (6) 社長直属のCSR推進室を置き、全社のコンプライアンス、安全・防災、環境、品質に関する執行状況を取締役及び監査役に報告する。
- (7) 報告相談窓口（グループ企業倫理ホットライン）を設置しており、法令、定款若しくは社内諸規程違反行為又は企業倫理上問題のある行為を早期に発見し、その解決に取り組むとともに、監査役に対して内容を報告する。これによるグループ企業倫理ホットラインへの通報・相談者および監査役への報告者に対して不当な取り扱いを受けないことを確保する。
- (8) 上場企業に要請されている財務報告の信頼性と情報開示の適正性・迅速性を確保するための体制整備と運用を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る以下の文書及びその関連資料は、文書管理規程に基づき保存、管理する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 経営会議議事録
 - ④ 決裁書
 - ⑤ その他取締役の職務執行に係る重要な文書
- (2) 前号の文書は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合において、速やかに閲覧が可能となる場所に保管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の事業を取巻くリスクには大小諸々あるが、その管理は、グループ会社管理規程及び各部門が該当する業務管理規程等に基づき、当該部門担当取締役の指導の下に行う。また、当該部門担当取締役は、発生の予見されるリスク及び発生したリスクの対応について取締役会に報告する。
- (2) グループ横断的なリスク管理を行うため、CSR会議規程に基づき、社長を議長としたCSR会議を設置しており、問題点の把握・共有化とリスクの重要性、緊急性に応じた管理・対応を行う。
- (3) 監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長及び監査役等に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 企業価値向上のための成長戦略として、中期計画を策定・推進する。同計画を達成するための課題をテーマごとにとりまとめ、それぞれのテーマごとに、取締役は鋭意課題の解決に取組み、その活動状況を必要に応じて取締役会に報告する。
- (2) 取締役会は、年度事業計画として年度予算を決定する。各部門担当取締役は、年度予算に基づき所管部門の年度目標を策定し、その達成状況を毎月の取締役会で報告する。
- (3) 社長、取締役及び監査役並びにグループ会社社長等が出席する経営会議を毎月一回開催し、会社及びグループ子会社の重要方針及び経営執行に関する基本方針の審議に加え、経営課題の定量化、顕在化及び共有化を促進するとともに、社長方針の伝達・指示等を行う。
- (4) 社長及び取締役の決裁事項及びその決裁手続等については、「決裁及び報告に関する規程」に基づき行う。
- (5) 通常の業務遂行については、「業務分掌規程」等の規程に基づき、社長、取締役及び使用人の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の連結対象子会社は4社（以下「子会社」という。）あるが、いずれも会社法上の大会社には該当しない小規模な会社であることから、子会社の自主性は尊重しつつ、基本的には当社の管理、監督の下に経営を行わせる。
- (2) グループ企業倫理規程に基づき、子会社の役員及び使用人の行動目標と行動規準等を定め、グループ会社の適法経営を当社と一体として推進する。
また、当社のリスク管理の一環として、子会社のリスク管理を、子会社と一致協力して取組む。
- (3) 当社グループの個別の事業活動については、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、子会社の権限と責任を明確にした上で、子会社が各事業の業界特性等を踏まえた自主的な経営を行う。
- (4) 当社の取締役又は使用人を子会社の取締役に派遣し、子会社の経営状況を的確に把握するとともに、子会社取締役の業務執行を監督する。なお、子会社ごとに担当取締役を定め、当該取締役は必要の都度担当子会社の経営状況等について取締役会に報告する。
また、当社の常勤監査役又は使用人を子会社の監査役として派遣するとともに、子会社監査役として業務監査を行う。
- (5) グループ会社管理規程に基づき、子会社の管理担当部署を定めるとともに、当社は、一定の重要事項について事前承認を行い、事業報告の定期的な報告や経営上影響の大きな重要事項が発生し又は発生するおそれのある場合の報告を受ける。
- (6) 総務部は、子会社の日常的な法務の相談受付及びその指導等を行うとともに、必要に応じて法務マニュアルの作成・配付や子会社取締役及び使用人の教育等を行う。また、経理部は、子会社の経理業務に関し必要な指導、支援を行う。

(7) グループ企業倫理ホットラインを設置しており、子会社における法令、定款若しくは社内諸規程違反行為又は企業倫理上問題のある行為の早期発見、解決に取り組むとともに、監査役に対して内容を報告する。これによるグループ企業倫理ホットラインへの通報・相談者および監査役への報告者に対して不当な取り扱いを受けないことを確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を、監査役の意見を尊重したうえで設置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の異動、評価及び懲戒は、監査役の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性の確保に留意する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役会が取締役会と協議して定めた次の事項が発生し又は発生するおそれがある場合には、監査役に報告する。

なお、子会社に同様の事項が発生し又は発生のおそれがある場合には、当該子会社の取締役が監査役に報告する。

① 重大な損失が見込まれる与信事故

② 重大な損失が見込まれる受注工事等

③ 重大な損失が見込まれる投融資

④ 労働災害その他の事故

⑤ 重大なクレーム、重大な法令違反を含む不祥事の発生と以後の進展状況、設備投資実績の大幅乖離、通常取引基準と著しく異なる取引、税務調査での重要な指摘事項、訴訟、等

(2) C S R 推進室、監査室、総務部、経理部は、内部統制の整備状況及び実効性に影響を与える重要な事象等について適時、監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 社長及び監査役は、定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や会社を取巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見を交換する。

(2) 監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人及び監査室と定期的な意見の交換を行う。

(3) 監査役がその職務を行う上で必要と判断した場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家を会社の費用負担にて活用できるものとする。

なお取締役会は、前第1号ないし第9号及びそれらに基づき整備された内部統制システムについて、継続的な見直し、改善に努める。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム整備全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングしております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社はグループ企業倫理ホットライン運用規程により相談・通報制度を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

C S R会議において、各本部・センターおよびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めております。

(4) 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,004,217	流 動 負 債	7,192,249
現金及び預金	3,678,554	支払手形及び買掛金	1,757,120
受取手形及び売掛金	3,616,809	電子記録債務	1,344,275
電子記録債権	1,334,385	短期借入金	3,050,000
商品及び製品	2,264,757	未払法人税等	96,490
仕掛品	513,876	未払消費税等	71,343
原材料及び貯蔵品	529,304	未払金	396,642
その他	114,349	未払費用	55,650
貸倒引当金	△ 47,820	賞与引当金	165,335
固 定 資 産	5,123,400	設備関係支払手形	130,244
有形固定資産	4,551,835	その他	125,147
建物及び構築物	429,682	固 定 負 債	1,643,462
機械装置及び運搬具	679,767	繰延税金負債	357,479
工具、器具及び備品	104,615	役員退職慰労引当金	23,246
土地	3,237,761	退職給付に係る負債	761,094
リース資産	93,491	負ののれ	31,923
建設仮勘定	6,517	その他	469,718
無形固定資産	128,989	負 債 合 計	8,835,712
ソフトウェア	112,405	純 資 産 の 部	
のれ	12,413	株主資本	7,978,121
その他	4,169	資本金	1,855,955
投資その他の資産	442,575	資本剰余金	264,817
投資有価証券	96,424	利益剰余金	5,963,155
破産更生債権等	8,484	自己株式	△ 105,807
退職給付に係る資産	211,745	その他の包括利益累計額	24,316
繰延税金資産	64,930	その他有価証券評価差額金	1,708
その他	70,075	退職給付に係る調整累計額	22,608
貸倒引当金	△ 9,084	非支配株主持分	289,467
資 産 合 計	17,127,617	純 資 産 合 計	8,291,905
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,127,617

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		14,663,094
売上原価		11,797,093
売上総利益		2,866,000
販売費及び一般管理費		2,170,145
営業利益		695,855
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	1,666	
貸倒引当金戻入額	3,804	
仕入割引	7,843	
受取賃貸料	9,806	
作業くず売却益	7,194	
その他	26,006	56,328
営業外費用		
支払利息	15,275	
支払手数料	100	
設備賃貸費用	2,983	
自己株式取得費用	2,711	
その他	575	21,646
経常利益		730,537
特別利益		
固定資産売却益	767	767
特別損失		
固定資産除却損	179	
固定資産売却損	786	965
税金等調整前当期純利益		730,339
法人税、住民税及び事業税	144,382	
法人税等調整額	△ 93,951	50,431
当期純利益		679,908
非支配株主に帰属する当期純利益		18,556
親会社株主に帰属する当期純利益		661,351

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,855,955	264,817	5,400,500	△ 5,847	7,515,426
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 98,696		△ 98,696
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			661,351		661,351
自 己 株 式 の 取 得				△ 99,960	△ 99,960
株主資本以外の項目の連結 会計年度の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	562,654	△ 99,960	462,694
当 期 末 残 高	1,855,955	264,817	5,963,155	△ 105,807	7,978,121

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△ 8,302	△ 205,262	△ 213,564	274,910	7,576,772
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△ 98,696
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					661,351
自 己 株 式 の 取 得					△ 99,960
株主資本以外の項目の連結 会計年度の変動額(純額)	10,011	227,870	237,881	14,556	252,438
連結会計年度中の変動額合計	10,011	227,870	237,881	14,556	715,132
当 期 末 残 高	1,708	22,608	24,316	289,467	8,291,905

連 結 注 記 表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 日鋳商事株式会社
株式会社鶴見工材センター
日鋳サービス株式会社
株式会社イガラシ

このうち、株式会社イガラシについては、重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

持分法の範囲に関する事項

1. 持分法を適用した非連結子会社の数 該当事項はありません。
2. 持分法を適用した関連会社の数 該当事項はありません。

会計方針に関する事項

資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

その他有価証券

時 価 の あ る も の……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時 価 の な い も の……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価……主として、移動平均法による原価法

基 準 及 び 評 価 方 法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

固定資産の減価償却の方法

1. 有 形 固 定 資 産……主に定額法

(リース資産を除く) ただし、連結子会社については一部を除いて定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

2. 無 形 固 定 資 産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

引当金の計上基準

1. 貸倒引当金……売掛債権等の取立不能に備えて、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金……従業員の賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
3. 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
2. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
3. のれんの償却方法及び償却期間
 - ・のれんは、5年間で均等償却しております。
 - ・平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間で均等償却しております。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

連結貸借対照表

前連結会計年度において「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」（前連結会計年度606,967千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記していません。

前連結会計年度において「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」（前連結会計年度1,251,587千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記していません。

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「仕入割引」（前連結会計年度8,209千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記していません。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額	備 考
繰延税金資産	64,930千円	繰延税金負債との相殺前の金額は274,461千円であります。

繰延税金資産の計上に際しては、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより回収可能性を判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、予定販売単価及び見込販売量並びに見込原料価格です。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受けることにより、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

短期借入金1,100,000千円の担保として、根抵当権限度額（10,000千円）に供しているものは、次のとおりであります。

土地	935,512千円（帳簿価額）
建物	99,734千円（ 〃 ）
機械装置	509,165千円（ 〃 ）
計	1,544,412千円（ 〃 ）

2. 有形固定資産の減価償却累計額

22,883,140千円

3. 保証債務

住宅財形融資制度に基づく従業員の銀行からの借入保証額 1,688千円

【連結損益計算書に関する注記】

該当事項はありません。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 当年度の株式数
普通株式	3,293,074株	一株	一株	3,293,074株

2. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	98,696	30.00	令和2年3月31日	令和2年6月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

①配当金の総額	128,527千円
②1株当たり配当額	40.00円
③基準日	令和3年3月31日
④効力発生日	令和3年6月21日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2) 参照

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	3,678,554	3,678,554	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,616,809	3,616,809	—
(3) 電子記録債権	1,334,385	1,334,385	—
(4) 投資有価証券	47,450	47,450	—
(5) 支払手形及び買掛金	(1,757,120)	(1,757,120)	—
(6) 電子記録債務	(1,344,275)	(1,344,275)	—
(7) 短期借入金	(3,050,000)	(3,050,000)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務並びに (7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額48,974千円)は、市場性がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	2,490円51銭
1株当たり当期純利益	202円90銭

(表示数値未満の端数の取り扱い、切捨てて表示しております。)

【その他の注記】

追加情報

(COVID-19の感染拡大の影響に関する事項)

当社グループにおいては、COVID-19の拡大は、2021年3月期決算の繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに直接的な影響を与えるほどの状況ではありませんでした。また、今後もその状況に大幅な変化はないと想定していることから、COVID-19の影響が会計上の見積りに重要な影響を与えることは無いと判断しております。

なお、COVID-19の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,409,941	流動負債	5,895,673
現金及び預金	1,773,247	支払手形	65,788
受取手形	838,081	電子記録債権	1,344,275
電子記録債権	1,089,311	買掛金	494,145
売掛金	2,432,221	短期借入金	3,050,000
製品	2,177,148	未払金	350,126
仕掛品	513,876	未払法人税等	14,090
原材料及び貯蔵品	533,760	関係会社預り金	160,000
その他	79,993	賞与引当金	151,478
貸倒引当金	△ 27,700	その他	265,768
固定資産	4,669,360	固定負債	1,478,591
有形固定資産	4,257,166	繰延税金負債	357,479
建物	166,561	退職給付引当金	629,856
構築物	38,862	役員退職慰労引当金	19,680
機械及び装置	662,658	負債のれ	31,923
車両運搬具	7,459	その他	439,652
工具、器具及び備品	89,576	負債合計	7,374,265
土地	3,237,761	純資産の部	
リース資産	49,485	株主資本	6,703,327
建設仮勘定	4,800	資本金	1,855,955
無形固定資産	109,953	資本剰余金	264,817
ソフトウェア	107,049	資本準備金	264,817
その他	2,904	利益剰余金	4,688,361
投資その他の資産	302,240	利益準備金	463,988
投資有価証券	96,424	その他利益剰余金	4,224,372
関係会社株式	76,175	買換資産圧縮積立金	592,537
その他	130,241	別途積立金	5,362,000
貸倒引当金	△ 600	繰越利益剰余金	△ 1,730,164
資産合計	14,079,301	自己株式	△ 105,807
		評価・換算差額等	1,708
		その他有価証券評価差額金	1,708
		純資産合計	6,705,036
		負債・純資産合計	14,079,301

損益計算書

(自 2020年4月1日)
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,787,914
売上原価		7,850,252
売上総利益		1,937,661
販売費及び一般管理費		1,581,277
営業利益		356,384
営業外収益		
受取利息	249	
受取配当金	72,526	
受取賃貸料	10,406	
作業くず売却益	7,182	
その他	31,703	122,068
営業外費用		
支払利息	15,504	
自己株式取得費用	2,711	
その他	675	18,891
経常利益		459,561
特別利益		
固定資産売却益	753	753
特別損失		
固定資産除却損	100	
固定資産売却損	774	874
税引前当期純利益		459,440
法人税、住民税及び事業税	17,678	
法人税等調整額	△ 88,405	△ 70,727
当期純利益		530,167

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金							
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	1,855,955	264,817	463,988	594,137	5,362,000	△ 2,163,236	4,256,890	△ 5,847	6,371,817	
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△ 98,696	△ 98,696		△ 98,696	
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 し				△ 1,600		1,600	—		—	
当 期 純 利 益						530,167	530,167		530,167	
自 己 株 式 の 取 得								△ 99,960	△ 99,960	
株主資本以外の項目の当 事業年度の変動額(純額)										
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	△ 1,600	—	433,071	431,471	△ 99,960	331,510	
当 期 末 残 高	1,855,955	264,817	463,988	592,537	5,362,000	△ 1,730,164	4,688,361	△ 105,807	6,703,327	

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	△ 8,302	6,363,514
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△ 98,696
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 し		—
当 期 純 利 益		530,167
自 己 株 式 の 取 得		△ 99,960
株主資本以外の項目の当 事業年度の変動額(純額)	10,011	10,011
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	10,011	341,522
当 期 末 残 高	1,708	6,705,036

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 ……移動平均法による原価法
- ②その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法…移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～45年

機械装置及び運搬具 2年～10年

2. 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

引当金の計上基準

1. 貸倒引当金……売掛債権等の取立不能に備えて、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

3. 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理することとしております。

4. 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(3) 負ののれんの償却に関する事項

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間で均等償却しております。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

貸借対照表

前事業年度において「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」（前事業年度283,013千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」（前事業年度311,921千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

	貸借対照表 計上額	備 考
繰延税金資産	— 千円	繰延税金負債との相殺前の金額は145,499千円であります。

繰延税金資産の計上に際しては、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより回収可能性を判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、予定販売単価及び見込販売量並びに見込原料価格です。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受けることにより、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 短期借入金1,100,000千円の担保として、根抵当権限度額（10,000千円）に供しているものは、次のとおりであります。

土地	935,512千円（帳簿価額）
建物	99,734千円（ 〃 ）
機械装置	509,165千円（ 〃 ）
計	1,544,412千円（ 〃 ）
2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,243,006千円
3. 保証債務
 住宅財形融資制度に基づく従業員の銀行からの借入保証額 1,688千円
4. 関係会社に対する主な資産及び負債で区分掲記した以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

短期金銭債権	1,627,087千円
短期金銭債務	31,868千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,909,802千円
仕入高	124,582千円
営業取引以外の取引による取引高	184,420千円
2. 固定資産売却益の主な内訳

車 両 運 搬 具	753千円
-----------	-------
3. 固定資産売却損の内訳

土 地	774千円
-----	-------

【株主資本等変動計算書に関する注記】

- 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 79,899株 |
|------|---------|

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	506,615千円
賞与引当金	45,806千円
退職給付引当金	436,023千円
たな卸資産評価損	20,863千円
減損損失	705,548千円
資産除去債務	36,499千円
その他	44,056千円
繰延税金資産 小計	1,795,413千円
評価性引当額	△ 1,649,913千円
繰延税金資産 合計	145,499千円
繰延税金負債	
買替資産圧縮積立額	△ 256,856千円
土地評価益	△ 85,448千円
退職給付信託設定益	△ 160,673千円
繰延税金負債 合計	△ 502,979千円
繰延税金資産 (△負債) の純額	△ 357,479千円

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日鑄商事㈱	所有 直接 100.0%	製品売上・購入 役員の兼任	製品売上 受取配当金	2,909,802 45,660	売掛金	1,625,636
子会社	日鑄サービス㈱	所有 直接 100.0%	原材料購入 役員の兼任	支払利息	228	関係会社 預り金	160,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 2,086円73銭

1株当たり当期純利益 162円64銭

(表示数値未満の端数の取り扱い、切捨てて表示しております。)

【その他の注記】

追加情報

(COVID-19の感染拡大の影響に関する事項)

当社においては、COVID-19の拡大は、2021年3月期決算の繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに直接的な影響を与えるほどの状況ではありませんでした。また、今後もその状況に大幅な変化はないと想定していることから、COVID-19の影響が会計上の見積りに重要な影響を与えることは無いと判断しております。

なお、COVID-19の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月18日

日本鑄鉄管株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲吉 崇 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤部 直彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本鑄鉄管株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本鑄鉄管株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和3年5月18日

日本鑄鉄管株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲吉 崇 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤部 直彦 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本鑄鉄管株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、全員一致の意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及びその他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める他、重要な決裁書類等を閲覧、本社及び主要事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、対面又はオンライン形式で取締役会等の重要会議に出席するほか、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の収集を図り、事業の報告及び財産の状況を調査するとともに、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け意見交換を行いました。さらに、適宜に意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び個別注記表及び連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び、結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び、結果は相当であると認めます。

令和3年5月20日

日本鑄鉄管株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 高 舘 健 二 ㊟

社 外 監 査 役 松 井 毅 浩 ㊟

社 外 監 査 役 宇 田 齊 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の厳しい経営環境を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭とします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額 128,527,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月21日

第2号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役井澤信之、上原博英の両氏は任期満了となります。つきましては、改めて取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いざわのぶゆき 井澤信之 (1961年10月21日生)	1985年4月 日本鋼管(株)入社(現JFEスチール(株)) 2008年4月 JFEスチール(株)総務部CSR室長 2010年4月 同社鋼管営業部エネルギー・プラント室長 2011年4月 同社北海道支社長 2014年4月 同社鋼管営業部長 同社東日本大震災復興協力班主任部員 JFE鋼管(株)取締役 リバースチール(株)取締役 2016年4月 JFE条鋼(株)常務執行役員 2017年4月 当社常勤顧問 2017年6月 当社取締役管理本部長 現在に至る 2018年1月 当社ダクタイル営業本部担当役員 現在に至る	1,600株
<p>■取締役候補者とした理由 井澤信之氏は、JFEスチール(株)における豊富な営業経験とCSR関係の経験を活かし、他社の取締役や執行役員も経験してきており、経営に携わるための豊富な知見と経験を有しております。当社取締役としては、管理部門とダクタイル営業部門を担当し、業績回復の一翼を担ってまいりました。そのため、引き続き当社の経営を担うことが適切であると判断し、取締役候補者としたしました。</p>			
※2	たのまなぶ 田野学 (1968年3月1日生)	1993年4月 日本鋼管(株)入社(現JFEスチール(株)) 2010年7月 JFEスチール(株)西日本製鉄所(福山地区)製鋼部第2製鋼工場長 2012年10月 同社製鋼技術部主任部員 2015年4月 同社東日本製鉄所(京浜地区)製鋼部製鋼技術室長兼同社東日本製鉄所企画部企画室主任部員 2016年10月 同社製鉄所業務プロセス改革班主任部員 2019年4月 同社東日本製鉄所(京浜地区)製鋼部長 2021年4月 同社製鋼技術部長 現在に至る	0株
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 田野学氏は、JFEスチール(株)において、製鋼技術に関する経験が豊富であるほか、企画部や業務プロセス改革などの経験も有しております。こうした経歴を通じて培われた同氏の知見や経験は、当社事業における工場の製造プロセスをはじめとした製造技術全般や当社で手掛ける新規事業分野に関する側面支援といった面からの貢献が期待できると判断し、当社社外取締役として選任するものであります。</p>			

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
 2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 3. 田野学氏は、社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏との間で賠償責任限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い方を限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
 なお、当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を補填することとしており、田野学氏の選任が承認された場合はD&O保険の被保険者となる予定であり、当該D&O保険契約は任期途中に更新予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松井毅浩氏は任期満了となります。
つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

(生 氏 年 月 名 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ の がみ みつ ひろ 野 神 光 弘 (1962年12月19日生)	1985年7月 日本鋼管(株)入社(現JFEスチール(株)) 2010年4月 JFEスチール(株)厚板・形鋼輸出部厚板・軌条室長 2011年10月 ジェイ エフ イー ホールディングス(株) 企画部主任部員 2014年4月 JFEスチール(株)経営企画部海外事業総括室主任部員 2018年4月 同社監査役事務局部長 2018年6月 日本鑄造(株)監査役 2021年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス(株) 監査役事務局主任部員 現在に至る	0株
<p>■社外監査役候補者とした理由</p> <p>野神光弘氏は、JFEスチール(株)の経営企画部海外事業総括室における経験を有しつつ、直近では監査役事務局部長として広く監査役業務サポートを行ってきております。そのため、グローバルな視点も含め、公正かつ客観的な立場からの適切な意見具申が期待できるため、当社の経営を監督しコーポレート・ガバナンスを強化する観点から、社外監査役として選任するものであります。</p>		

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 野神光弘氏は、社外監査役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏との間で賠償責任限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い方を限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
なお、当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を補填することとしており、野神光弘氏の選任が承認された場合はD&O保険の被保険者となる予定であり、当該D&O保険契約は任期途中に更新予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

(生 氏 年 月 名 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
<p style="text-align: center;">お だ よ し ゆ き 岡 田 宜 之 (1968年9月14日生)</p>	<p>1992年4月 川崎製鉄㈱入社(現JFEスチール㈱) 2004年7月 JFEスチール㈱経理部経理室主任部員 2013年10月 同社西日本製鉄所(福山地区)総務部総務室長 2017年4月 同社監査役事務局主任部員 現在に至る 2020年4月 JFE鋼材㈱監査役 現在に至る JFE溶接鋼管㈱監査役 現在に至る 水島合金鉄㈱監査役 現在に至る JFEウエストテクノロジー㈱監査役 現在に至る 2021年4月 JFEチュービック㈱監査役 現在に至る</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>

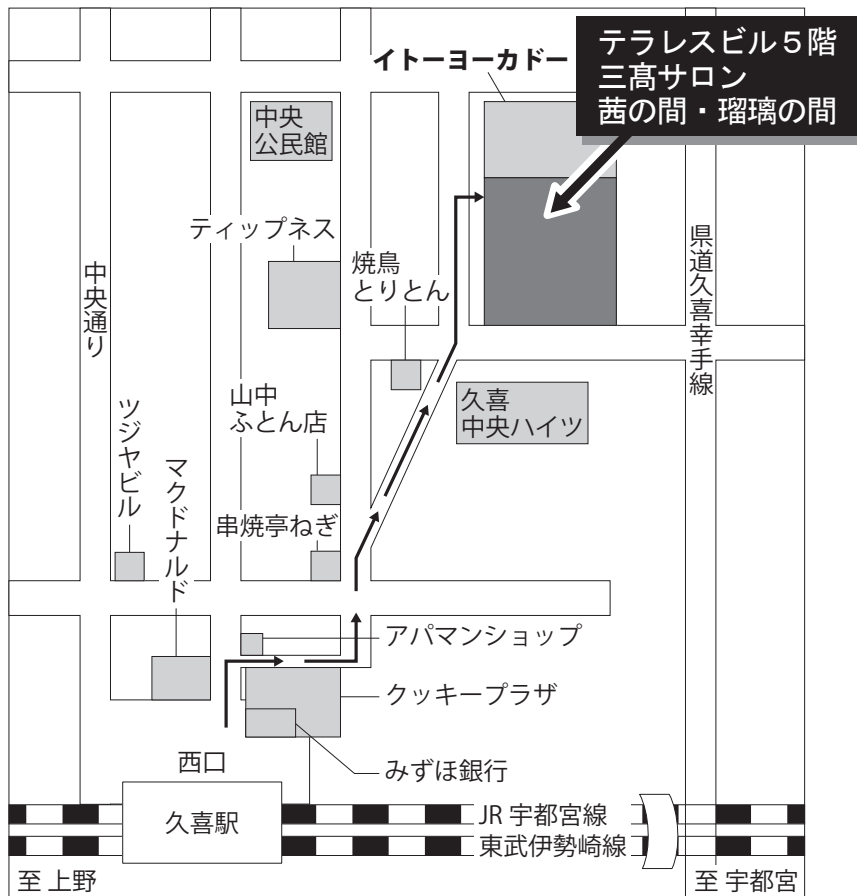
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 岡田宜之氏を補欠の社外監査役として選任する理由は、経理・総務・監査において、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な観点から当社を監査していただくためであります。
4. 岡田宜之氏の選任が承認され、かつ社外監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
- なお、当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を補填することとしており、岡田宜之氏の選任が承認された場合はD&O保険の被保険者となる予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県久喜市久喜中央四丁目 9 番83号
テラレビル5階 三高サロン 茜の間・瑠璃の間
電話 0480-23-5522

下 車 駅 JR宇都宮線、東武伊勢崎線 久喜駅西口下車 徒歩10分



◎ 専用駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。